

# 国民年金保険料の

## 免除制度があります



国民年金保険料を納めることが困難な場合、保険料が免除される制度があります。

免除の種類は、「**全額免除**」、納付が減額される「**4分の3**」・「**半額**」・「**4分の1**」免除の4種類あり、いずれも本人、配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の場合に承認されます。

また、50歳未満のかたで本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に承認される「**納付猶予**」もあります。

### ■承認期間

7月から翌年6月までです(令和8年7月からの分は、7月になってから申請してください。)

申請は毎年必要ですが、全額免除または納付猶予が承認された場合、翌年度以降継続審査が受けられる制度もあります。

### ■手続方法

次のものを持参し、市保険年金課で手続きしてください。

- 年金手帳・基礎年金番号通知書・国民年金保険料納付案内書・マイナンバーカードのいずれか



- 本人確認書類

1点でよいもの…

運転免許証、パスポート、障害者手帳など



2点必要なもの…

資格確認書などの健康保険の資格を確認できるもの、年金手帳など



- 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票(当年度または前年度に失業したことを理由に免除などの申請をする場合)



### ■電子申請も可能です

マイナポータルからの電子申請も可能です。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

詳細はこちら▶



### ■承認されると

免除などの期間は未納になりません。老齢基礎年金、障害基礎年金などを受けるための受給資格期間に算入されます。

ただし、老齢基礎年金額の計算の際は、保険料(全額)を納付した場合と比べ、免除などの承認期間や内容に応じて減額されます。

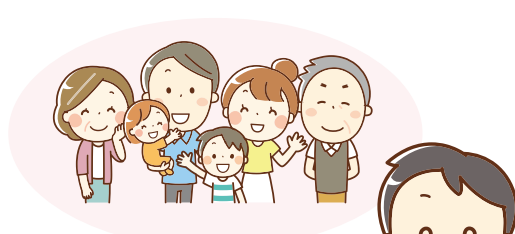
また、承認を受けた期間から10年以内であれば、後から保険料を納めることができます(追納)。追納した場合、その分の老齢基礎年金額は減額されません。

※追納する保険料額は、免除などを受けた当時の保険料額に、経過期間に応じて加算した額となります。学生のかたには「**学生納付特例制度**」が設けられています。

### 【重要】

免除制度や学生納付特例制度を利用する場合、市・県民税(所得税)の申告をした所得の状況で判定します。

税制度上の扶養に入っているかたや収入がないかたであっても、必ず申告してください。



### 問合せ

春日部年金事務所  
☎048(737)7112  
保険年金課国民年金担当

